

○世羅町公正入札調査委員会設置要領

平成16年10月1日訓令第42号

改正

平成19年3月30日訓令第3号

平成20年3月31日訓令第21号

平成20年4月18日訓令第24号

平成23年3月18日訓令第12号

平成23年5月25日訓令第21号

平成25年3月13日訓令第14号

平成26年3月5日訓令第8号

平成31年3月29日訓令第5号

世羅町公正入札調査委員会設置要領

(趣旨)

第1条 世羅町建設工事執行規則(平成16年規則101号)、世羅町一般競争入札及び指名競争入札執行要領(平成20年世羅町訓令第45号)の適用を受ける建設工事、物品調達及び委託・役務業務について入札の適正な執行を期するため、次の業務を行うことを目的として、世羅町公正入札調査委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

(1) 公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報に対して的確な対応を行うこと。

(2) 低入札価格調査制度事務取扱要綱第4条により定められた調査基準価格を下回る入札(以下「低価格入札」という。)に対して的確な対応を行うこと。

(所掌事務)

第2条 委員会は、入札談合に関する情報又は低価格入札があった場合には、次に掲げる事項について調査審議を行うものとする。

(1) 当該情報の信ぴょう性の判断及び公正取引委員会への通報

(2) 事情聴取の実施及び入札の執行、延期、無効、中止又は契約解除等の判断

(3) 低価格入札者により請負契約の内容に適合した履行がされないお

それがあるかどうか又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であるかどうかの判断

(4) その他入札の適正な執行を妨げるおそれがある場合の対応
(組織)

第3条 委員会は、副町長を委員長とし、総務課長、財政課長、産業振興課長、建設課長、上下水道課長及び入札談合に関する情報に係る工事、物品調達及び委託・役務業務又は低価格入札があった工事を所掌する課(以下「当該工事担当課」という。)の長をもって構成するものとし、必要に応じて委員長代理を置くことができるものとする。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係機関の出席を求め、意見を聴取することができる。

(会議の開催)

第4条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。ただし、緊急やむをえない事情があり、会議を開催することができない場合には、持ち回り審議により会議に代えることができる。

(事務局)

第5条 委員会の庶務は、財政課において処理する。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日訓令第3号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日訓令第21号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月18日訓令第24号)

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月18日訓令第12号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年5月25日訓令第21号）

この訓令は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成25年3月13日訓令第14号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月5日訓令第8号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日訓令第5号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。